

全国旅行支援「いしかわ旅行割」キャンペーン 石川県観光クーポン取扱要領

1. 石川県観光クーポンの概要

(1) 全国旅行支援「いしかわ旅行割」キャンペーンの概要

観光産業は、旅行業や宿泊業のみならず、物品販売業や観光施設、飲食店、貸切バス、タクシー、レンタカーなど裾野が非常に広く、多くの地域経済を支える重要な産業であるが、新型コロナウイルス感染症発生直後より、大変深刻な影響を受けているところである。

このため、全国旅行支援事業「いしかわ旅行割」キャンペーン（以下「本事業」という。）は、全国から本県への観光誘客を促進するための旅行代金割引と、旅行先の土産物店や観光施設、交通機関などで幅広く利用できる石川県独自のクーポン発行により、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとするものである。

また、本事業の実施に当たっては、感染拡大防止と観光振興の両立を図っていく必要があり、そのためにも安心して観光・旅行に行ける環境を整えることが重要である。

このため、観光関連事業者と旅行者の双方に感染拡大防止策の実施を求め、本事業を通じて、「安全で安心な新しい旅のスタイル」を確立し、普及・定着させる。

(2) 石川県観光クーポンの概要

- | | |
|---------|---|
| ①名称 | 「石川県観光クーポン」 |
| ②発行者 | 石川県 |
| ③発行形態 | 電子クーポン
※一部例外措置として、通信インフラが十分に整備されていない地域における利用や高齢者をはじめスマートフォンを所持していない旅行者、修学旅行でスマートフォンを使用できない旅行者については、観光クーポン（紙券）を配布することがある。 |
| ④発行券種 | 電子クーポン引換券：1,000円分、2,000円分（2種類）
※紙クーポン：券種1,000円（1種類） |
| ⑤有効期限 | 令和5年7月1日
※新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、クーポンの配布および利用の全部または一部を停止することがある。 |
| ⑥配布方法 | <宿泊旅行>
本事業への参加登録を行った宿泊事業者が旅行者に配布
<日帰り旅行>
本事業への参加登録を行った旅行会社・OTA等（以下「旅行事業者」という。）が旅行者に配布
（詳細は1.（3）参照）。 |
| ⑦利用エリア | 石川県内 |
| ⑧利用可能店舗 | 「いしかわ旅行割」キャンペーン事務局（以下「事務局」という。） |

の登録を受けた取扱店舗（土産物店等小売店、観光施設、飲食店、アクティビティ、交通機関等。以下同じ。）

⑨クーポン付与額 宿泊旅行1人（1泊）につき（日帰りは1人あたりとする）

平日：電子クーポン引換券2，000円分

休日：電子クーポン引換券1，000円分

※【平日】旅行代金3，000円未満の場合、【休日】旅行代金

2，000円未満の場合は、旅行代金は割引の対象外で、クーポンも配布しない。また、旅行者の実質負担額が0円未満になる場合も旅行代金の割引は対象外で、クーポンも配布しない。

※日帰り旅行に対するクーポン配布は、石川県内に事業所、支店、店舗がある旅行事業者（以下、「石川県の旅行事業者」という。）に旅行の申し込みをした場合、もしくは石川県内に事業所、支店、店舗がない旅行事業者（以下、「県外の旅行事業者」という。）に、石川県のバス・タクシー会社を利用した旅行の申し込みをした場合に限る。

※1回の会計において複数枚のクーポンの利用およびその他の各種割引との併用を可能とする。

※一部例外措置として、通信インフラが十分に整備されていない地域における利用や高齢者をはじめスマートフォンを所持していない旅行者、修学旅行でスマートフォンを使用できない旅行者については、観光クーポン（紙券）を配布することがある。

宿泊旅行1人（1泊）につき（日帰りは1人あたりとする）

平日：観光クーポン2枚配布（2，000円分）

休日：観光クーポン1枚配布（1，000円分）

（3）石川県観光クーポンの配布方法

＜宿泊旅行＞

①旅行事業者に、宿泊旅行の申込をした場合

本事業の対象となる宿泊旅行の契約成立時に、旅行事業者が旅行者の宿泊施設へ依頼し、宿泊旅行のチェックイン時に、宿泊施設が旅行者にクーポンを配布する。

※旅行事業者は宿泊施設に対して、本事業の対象であることを通知すること。

②宿泊施設に、直接宿泊の申込をした場合

本事業の対象となる宿泊旅行のチェックイン時に、宿泊施設が旅行者にクーポンを配布する。

＜日帰り旅行＞

③石川県の旅行事業者に、日帰り旅行の申し込みをした場合

本事業の対象となる日帰り旅行の契約成立時に、旅行事業者が旅行者にクーポンを配布する。

④県外の旅行事業者に、石川県のバス・タクシー会社を利用した日帰り旅行の申し込みをした場合

本事業の対象となる日帰り旅行の契約成立時に、旅行事業者が旅行者にクーポンを配布する。

- ・旅行の中止または変更により旅行代金が減額された場合（旅行開始後の場合も含む）は、宿泊施設、もしくは旅行事業者の責任において旅行者からクーポン（電子クーポン引換券）の返還を求める（返還されない場合には、事務局は宿泊施設、もしくは旅行事業者に対し、当該クーポン相当額の返金を請求する）。
- ・事務局は、本事業に登録済の宿泊施設、もしくは旅行事業者に対して、あらかじめ一定数のクーポン（電子クーポン引換券）を配送する。不足が見込まれる場合には、宿泊施設、もしくは旅行事業者からの事前連絡に基づき、事務局から追加配送を行う。
- ・石川県観光クーポンを配付している宿泊施設、もしくは旅行事業者については、本事業のホームページに掲載。

URL <https://www.goto-ishikawa-campaign.com>

（４）石川県観光クーポンの取扱いに関する留意事項

- ・ クーポンは商品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能
- ・ クーポンの第三者への売買、現金との交換は禁止
- ・ クーポンの払い戻し、再発行は不可
- ・ クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する
- ・ クーポンを利用して購入した商品またはサービス（以下「商品等」という。）の返品の際の返金は不可
- ・ クーポンの盗難・紛失・滅失または偽造・変造・模造等に対して、発行者および事務局は責を負わない
 - ※クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合がある。
- ・ クーポンの交換はできない
- ・ （紙クーポンの場合）クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない

（５）石川県観光クーポンの利用対象にならない商品等

観光地における消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下の商品等については、クーポンの利用対象としない。

区 分	事 例
行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ○宝くじ（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）に基づくもの） ○その他（自治体指定のごみ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） <p>※ただし、行政機関が運営する運送サービス料や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象</p>
日常生活における継続的	○電気・ガス・水道・電話料金等

な支払い	<input type="checkbox"/> NHK放送受信料 <input type="checkbox"/> 不動産賃料 <input type="checkbox"/> 駐車場の月極め・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 <input type="checkbox"/> 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	<input type="checkbox"/> 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等） <input type="checkbox"/> プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 <input type="checkbox"/> 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
その他	<input type="checkbox"/> 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 <input type="checkbox"/> 授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象 <input type="checkbox"/> 宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 <input type="checkbox"/> 既存の債務の弁済 <input type="checkbox"/> 各種サービスのキャンセル料 <input type="checkbox"/> 電子商取引 <input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する店舗型風俗特殊営業に係る施設及び接待を伴う飲食店での利用（ただし料亭での接待を伴わない商品等は対象） <input type="checkbox"/> 寄付、献金、寄進およびこれに準ずるもの <input type="checkbox"/> 公序良俗に反するもの <input type="checkbox"/> 社会通念上不相当とされるもの <input type="checkbox"/> その他各取扱店舗（加盟店）が指定するもの

2. 石川県観光クーポン取扱店舗の募集

(1) 参加条件

- ・ 2. (2) の責務等を果たし、事務局の指示に基づき石川県観光クーポンを適切に取り扱うことができる者であって、かつ、2. (3) の責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底する者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・ 次に掲げる営業を営む店舗でないこと。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の許可・届出の対象となる営業（同法第 33 条第 6 項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗

※ただし、臨時に外から呼んできた芸妓のみに接待をさせる営業を行っている施設（料亭）において提供される接待を伴わない商品等については、クーポンの利用対象とすることができる。

- ② 1.（5）の利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗

・感染症対策を講じたうえで、以下の要件を満たしていること。

「石川県新型コロナ対策取組宣言」に登録していること。

※取扱店舗登録後に「石川県新型コロナ対策取組宣言」が取り消された場合は、取扱店舗の登録も取り消す。

※取扱店舗登録の取り消し後に受領したクーポンの精算は行わない。

（2）石川県観光クーポンの取扱いに係る取扱店舗の責務等

石川県観光クーポンの取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

＜電子クーポン＞

- ① 事務局が提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、石川県観光クーポンと引換えに商品等を提供する。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
- ② 観光クーポンの利用開始日より、取扱店舗は、観光クーポンが利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置を観光クーポン取扱店舗マニュアルおよび事務局が指定する方法に従って講じるものとする。措置の不備によりバーコードの読取りに不具合が生じ、これにより取扱店舗に損害が生じたとしても、事務局はその責任を負わないものとする。
- (1) クーポン取扱店舗であることが明確になるよう、取扱店ステッカーを旅行者から見えやすい場所に掲示すること
 - (2) バーコードを観光クーポンの使用者に提示すること
 - (3) その他事務局が別途通知した措置を実施すること
- ③ 取扱店舗は、観光クーポン取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとする。
- (1) 観光クーポン利用画面
 - (2) 観光クーポン利用金額
 - (3) 使用者が観光クーポンの決済ボタンを押した後の利用完了画面の取扱店舗名、決済金額、決済日時
- ④ 取扱店舗は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、観光クーポン取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとする。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも事務局は責任を負わないものとする。
- ⑤ 取扱店舗は、事務局の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行うことはできない。
- (1) 取扱店舗以外の場所でバーコードを提示するなど、取扱店舗以外の場所において観光クーポンの利用ができることを示すこと
 - (2) 前項に定める措置を事務局が不適切と判断する態様で行うこと

(3) 前 2 号のほか、観光クーポン取扱店舗マニュアルで禁止されている態様で前項に定める措置を行うこと

- ⑥ 利用者との取引において電子クーポンの決済を拒否しないこと。
- ⑦ 観光クーポン取引の取り消しを申し出た使用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととする。
- ⑧ 店側の都合により、以下のような条件を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう店舗内での掲示物、チラシ等によりその旨を明示すること。
 - (1) クーポンの使用上限額・下限額、及び1円単位以外の使用単位を定める場合
 - (2) クーポンによる支払いの後、不足額の支払い方法を限定する場合
 - (3) 他の割引企画との併用を不可とする場合
 - (4) ポイント加算を不可とする場合
 - (5) 独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、クーポン利用停止期間が定められた場合、その期間中はクーポンを受け取らない。
- ⑩ 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求するなどクーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わない（⑧、⑨に記載の場合を除く）。
- ⑪ 取扱店舗は、使用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の取扱店舗名、決済金額、決済日時が表示されない、または表示内容に誤りがある場合には、使用者に対して観光クーポンの取引を行ってはならないものとする。万が一、取扱店舗が違反して商品提供等を行った場合、取扱店舗は当該代金全額について一切の責任を負うものとする。
- ⑫ 取扱店舗は、有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情または相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合または法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- ⑬ 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗におけるクーポン精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、取扱店舗または旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い事務局へ当該金額を返還する。
- ⑭ 偽造・変造・模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店舗はこれに協力する。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合または取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗所在する所轄警察署等に被害届を提出する。
※クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して発行者は責を負わない。

＜紙クーポン＞

- ① 事務局が提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、石川県観光クーポンと引換えに商品等を提供する。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。

- ② クーポン取扱店舗であることが明確になるよう、取扱店ステッカーを旅行者から見えやすい場所に掲示する。
- ③ クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
 - 1) クーポンの有効期限
 - 2) クーポンの取扱店舗控が切り離されていないこと
 - 3) クーポンの偽造・変造・模造の有無
 - 4) 提供しようとする商品等が1.(5)に該当しないこと
- ④ 有効期限を経過したクーポン及び有効期限の記載のないクーポンは、受け取りを拒否する。
- ⑤ 取扱店舗控が切り離されたクーポンは、受け取りを拒否する。
- ⑥ デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報する。また、その旨を事務局にも報告（コールセンターTEL：076-255-6736）する。確認用として配布する見本券は、クーポンを取り扱うすべての者に周知する。
- ⑦ クーポンを第三者への売買、現金との交換をしない。
- ⑧ クーポンの払い戻し、再発行をしない。（紙クーポンの場合）クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。
- ⑨ クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- ⑩ クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしない。
- ⑪ 商品等の対価として受け取ったクーポンは、再利用を防止するため、本券部分と取扱店舗控を都度切り離し、本券部分を事務局の指定する場所に送付するものとし、取扱店舗控を入金確認が完了するまで保管する。
- ⑫ 取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、店舗内での掲示物、チラシ等にその旨を明示する。
- ⑬ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算を不可とする場合またはクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、店舗内での掲示物、チラシ等によりその旨を明示する。
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、クーポン利用停止期間が定められた場合、その期間中はクーポンを受け取らない。
- ⑮ 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求するなどクーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わない（⑫、⑬、⑭に記載の場合を除く）。
- ⑯ 取扱店舗は、有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情または相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合または法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- ⑰ 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗におけるクーポン精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、取扱店舗または旅行者が不正に利益

を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い事務局へ当該金額を返還する。

- ⑱ 偽造・変造・模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店舗はこれに協力する。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合または取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗所在する所轄警察署等に被害届を提出する。

※クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して発行者は責を負わない。

(3) 感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。(事務局による感染症対策確認に係る立入調査に真摯に対応するとともに、調査において指摘された事項について必要な措置を講じること。)
- ② 「石川県新型コロナ対策取組宣言」を行っていること。
- ③ 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守していること、「石川県新型コロナ対策取組宣言」を行っていることを店舗の見えやすい場所またはホームページで対外的に公表すること。
- ④ 行政からの要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。
- ⑤ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合には、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- ⑥ ⑤のほか、感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と石川県が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。

(4) 登録申請から登録完了まで

① 登録申請

取扱店舗となることを希望する者は、本取扱要領に同意のうえ、申請に必要な書類に必要事項を入力又は記入し、以下の方法で申請すること。

- ・FAXでの申請 076-255-0296
- ・郵送での申請 〒920-0919 金沢市南町4番55号 WAKITA 金沢ビル6階
「いしかわ旅行割キャンペーン事務局」

※ 登録申請は、法人単位で行うこと。複数の店舗を持つ事業者は、対象となる店舗についてとりまとめて申請を行うことができる。

※ 商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて登録申請を行うことができる。

※ 既に宿泊事業者として本事業の参加登録を行った者の運営する宿泊施設内に土産物店等がある場合にあつては、これらの店舗を石川県観光クーポン取扱店舗として登録することができる(宿泊事業者としての本事業の登録を行っていたとしても、別途石川県観光クーポン取扱店舗としての登録が必要)。

【申請に必要な書類】

- ・石川県観光クーポン取扱店舗登録申請書

※申請内容の確認等のため、この他に事務局が別途書類の提出を求める場合がある。

② 申請期間

令和4年6月27日（月）～ ※随時受付

③ 登録

- ・審査を経て、申請内容が2.(1)の参加条件を満たす場合には、取扱店舗として登録する。登録完了後、取扱店舗用マニュアル、取扱ツール(ステッカー、精算関係書類等)など一式を登録された住所に配送する。これらの配布物は本事業の遂行目的以外で使用できない。また、登録が認められない場合には、申請書に記載された連絡先にメールもしくは郵送によりその旨を通知する。

※取扱店舗登録完了前にクーポンを受け取らないこと。取扱ツールが到着し、準備が整い次第、クーポンを受け取ること。

④ 登録の取消し等

- ・事務局は、必要に応じて取扱店舗から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。
- ・事務局は、申請内容に虚偽等があった場合、取扱店舗が本取扱要領の規定に違反した場合、石川県観光クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合その他の取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合においては、取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部または一部を取り消すことができる。
- ・登録が取り消された場合には、以後、石川県観光クーポンの取扱いを行うことができない。直ちに、取扱店舗に掲示している石川県観光クーポンのポスター、ステッカー等を取り外し、石川県観光クーポンに関する配布物一式を事務局へ返還するものとする。
- ・不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る。

⑤ その他留意事項

- ・取扱店舗情報(名称、所在地、電話番号、業種等)は、公式サイトに掲載します。
- ・石川県観光クーポンの取扱い、換金方法等は、取扱店舗マニュアルを参照すること。
- ・本取扱要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取消しを行う。そのために処理経費等が生じた際は処理経費を請求する場合がある。
- ・本事業用にデザインされた「石川県観光クーポン」の肖像使用を含む広告知物の作成については事前に事務局の承認が必要となる。
- ・取扱店舗は、取扱店舗としての地位を第三者に譲渡できない。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できない。
- ・取扱店舗は、事務局が事前に承認した場合を除き、本取扱要領記載の業務の全部または一部を第三者に委託できない。業務委託を承認した場合でも取扱店舗は本取扱要領に定める義務及び責任について免れない。
- ・取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消しを希望する場合は、事務局に届け出ること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況、その他諸事情により、本取扱要領の内容が変更される可能性がある。
- ・本取扱要領に定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定する。

(5) 石川県観光クーポンの精算

商品の販売またはサービスの提供などの取引においてクーポンを受け取った取扱店舗は、事務局に対し、換金を請求することができ、その詳細な方法については別途マニュアルに記載する。

- ・ 換金請求・入金の流れについては、ホームページ上に掲載します。ただし、書類に不備がある場合は入金が遅れる場合がある。最終の到着期日を過ぎてからの受付には一切応じられないことから、必ず期日までに請求すること。
- ・ 入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限り受け付ける。2週間を過ぎてからの異議申立てには原則として応じられない。
- ・ (紙クーポンの場合) 有効期限の記載がないクーポンは換金できない。
- ・ 複数の店舗を持つ事業者は、当該複数店舗分をとりまとめて換金請求を行うこと。
- ・ 商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて換金請求を行うことができる。

3. 問い合わせ先

「いしかわ旅行割」キャンペーン事務局（コールセンター）

TEL：076-255-6736

(受付時間：9時30分～17時30分 平日のみ、休業日：土日祝)

FAX：076-255-0296